

【ABC 消費者情報 Vol. 147】

◎定期購入に関するトラブルにご注意！

ネット通販等での定期購入トラブルに関する相談が数多く寄せられています。

■相談事例

○ネット通販で格安料金の健康食品を1回限りのつもりで注文した。後日、同じ商品が高額な料金で送られてきて、初めて定期購入が条件であったと判明した。業者に連絡したところ、4回購入しないと解約はできないと言われた。

○ネット通販で解約保証があるというダイエットサプリメントを申し込んだ。後日、解約を申し出たところ、初回と2回目分の代金数万円を支払った後から解約ができるという解約保証になるため、数万円支払わないと解約できないと言われた。

■アドバイス

○通信販売はクーリング・オフできません。

○注文する際は、お得であるので申し込むというだけでなく、定期購入が条件でないか、また、中途解約や返品が可能かなど、契約の条件をしっかりと確認しましょう。

○困った時は消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512